

厚木市立未来・図書館条例及び施行規則の 骨子の解説

市民交流部 中央図書館

1 厚木市立未来・図書館条例制定の趣旨等について

(1) 条例制定の趣旨

令和10年1月の供用開始を予定している複合施設のうち、図書館機能、未来館機能及び連携機能について、地方自治法第244条に規定される公の施設として設置するため、同法第244条の2第1項の規定に基づき厚木市立未来・図書館条例を制定するものです。また、同条例の制定に伴い、厚木市立図書館条例及び厚木市立子ども科学館条例を廃止するものです。

- ア 図書館機能・・・図書館法に基づく公立図書館としての機能
- イ 未来館機能・・・プラネタリウム兼多目的ホール、ティーンズラウンジ、体験・展示コーナー、ミニ自然園、実験室、工房、天体観望ルーム
- ウ 連携機能・・・インフォメーション、インデックス、ギャラリー、市民ラウンジ、イベント広場、屋外広場

※ 別紙「参考資料」 の施設概要をご覧ください。

(2) 条例制定の検討に当たって留意した事項

ア 昨年8月に策定した未来・図書館管理運営方針において、プラネタリウム兼多目的ホールにおける番組投影の観覧のほか、プラネタリウム兼多目的ホール、天体観望ルーム、イベント広場の貸切利用、工房の専用利用は有料（以下「有料諸室」という。）とする方向性を示しました。

有料諸室の使用料の設定に当たっては、市が示している「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）」における考え方に基づき、利用促進の視点や市内又は他市類似施設を参考に検討を行いました。また、利用可能時間や受付期間について、市内類似施設を参考に検討を行いました。

イ 図書館機能の蔵書資料については、館内での閲覧のほか館外貸出しを行っています。館外貸出しに当たっては、利用者登録を行った上で、貸出しの冊数や期間を設定していますが、利用者ニーズや他市の状況を踏まえ見直しを行いました。

ウ 現在、厚木市立図書館条例に図書館法の規定に基づく図書館協議会に関する事項を規定しています。未来館機能を含む未来・図書館の運営に当たり、附属機関としての審議事項を整理し、組織名称や委員構成について検討を行いました。

2 厚木市立未来・図書館条例及び施行規則の骨子の解説

No.	項目	規定内容	条例	規則
1	設置	図書、記録その他必要な資料を市民の利用に供し、その教養及び調査研究等に資するとともに、市民の好奇心及び探究心を育む体験の機会を提供し、もって市民一人一人の豊かな未来の実現に寄与するため設置することを規定します。	○	

【市の考え方】

未来・図書館の基本理念・基本方針 別紙「参考資料」 を踏まえ、設置目的を示しています。

No.	項目	規定内容	条例	規則
2	名称・位置	名称と位置について規定します。 (1) 名称 厚木市未来・図書館 (2) 位置 厚木市中町1丁目2番1号	○	

【市の考え方】

- (1) これまで施設整備に当たって図書館及び（仮称）未来館としてきた施設の名称について、市民の皆様それぞれが描く未来の創造につなげる施設とするために、「未来のための図書館」や「未来をつくる図書館」、「未来を考える図書館」、「未来を生きるための図書館」など、市民の皆様一人一人が未来志向で様々な捉え方をしてもらいたいという思いを込めた「・（中点）」を未来と図書館の間に入れ、厚木市未来・図書館としています。
- (2) 位置は、建物の所在地としています。

No.	項目	規定内容	条例	規則
3	休館日	休館日を次のとおりとすることを規定します。 (1) 年末年始（12月29日～1月3日） (2) 特別整理期間として市長が定める期間 (3) その他、市長が「定める日」及び「必要と認める場合」		○

【市の考え方】

休館日は、(1)年末年始や(2)蔵書点検（図書館や公民館図書室にある本が、登録データと一致するかを1冊ずつ確認する作業のほか、行方不明の本を見つけたり、本の並びを整えたりする作業）を行うための特別整理期間（年1回・1週間程度）とすることとします。また、(3)その他、市長が「定める日」及び「必要と認める場合」として、プラネタリウム等の設備や業務システムなどの点検・保守等により休館しなければならない場合等を想定しています。

No.	項目	規定内容	条例	規則
4	施設	未来・図書館は、次に掲げる施設で構成することを規定します。 (1) 図書館 (2) プラネタリウム兼多目的ホール (3) 工房 (4) 天体観望ルーム (5) イベント広場 (6) 屋外広場 (7) その他設置目的を達成するために必要な施設	○	

【市の考え方】

未来・図書館は、図書館法に基づく(1)図書館、貸出施設とする(2)～(6)及び(7)設置目的を達成するために必要な施設（1階市民ラウンジ、1階ギャラリー、2階ティーンズラウンジ、5階体験・展示コーナーなど）で構成することとします。

No.	項目	規定内容	条例	規則
5	開館時間	午前9時から午後9時までとします。 ただし、「4 施設」の(1)図書館、(3)工房、(4)天体観望ルーム、(7)その他設置目的を達成するために必要な施設は、市長が別に定める時間とすることを規定します。		○

【市の考え方】

開館時間は、市民サービス向上の視点での検討を踏まえ、規定内容のとおり設定することとします。

なお、市長が別に定める時間とは、5階フロアは午前9時から午後7時までとし、1階の市民ラウンジやギャラリーは市庁舎の開扉時間から利用できることとします。

No.	項目	規定内容	条例	規則
6	使用の許可	(1) 施設や設備の使用に当たり、市長の許可を受けることを規定します。 (2) 許可に当たり、市長は条件を付すことを規定します。 (3) 市長は、次のいずれかに該当する場合は、許可をしないことを規定します。 ア 秩序を乱し、公益を害するおそれがある場合 イ 施設や設備を損傷させるおそれがある場合 ウ 管理上支障があると認められる場合 (4) 使用の申請や許可の手続きを規定します。	○	○

【市の考え方】

- (1) 市民ラウンジやミニ自然園など一般開放している施設やその設備を使用する場合及びプラネタリウムの投影を観覧する場合などを除き、施設等を使用する際は、市長の許可を受けなければならないこととします。
- (2) 使用の許可に当たっては、大きな音や振動を出すおそれがある場合など管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができることとします。
- (3) ア～ウのおそれがある場合は、使用を許可しないことができることとします。また、許可の取消しや使用を中止させることができることとします。
- (4) 使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に申請し、その使用を許可するときは使用許可書を申請者に通知することとします。

No.	項目	規定内容	条例	規則
7	入館制限・遵守事項	(1) 市長は、他人に危害や迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合は、入館を拒否することができることを規定します。 (2) 入館者が守らなくてはならない事項を規定します。 ア 危険な物品や不潔な物品を持ち込まないこと イ 附属設備を館外に持ち出さないこと ウ 騒音や怒声等を発したり、暴力を用いたりする等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと エ 関係職員の指示に従うこと など		○

【市の考え方】

- (1) 入館しようとする者又は入館者が、他人に危害や迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合などは、入館を拒否し、又は退館させることができることとします。
- (2) 入館者が施設の利用や使用に当たり、守らなくてはならない事項を規定します。

No.	項目	規定内容	条例	規則
8	特別な設備・ 原状回復	(1) 施設の使用に当たり、特別の設備を設置する場合や、既存の設備を変更する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことなどを規定します。 (2) (1)の使用が終了したときは、直ちに原状回復をしなければならないことを規定します。	○	

【市の考え方】

- (1) 施設を使用する際に、簡易的なステージなどの特別な設備を設置したり、スロープを設置したりするなど既存の設備に変更を加える場合は、事前に許可を受けなければならないこととします。
- (2) 使用後は直ちに原状回復をしなければならないこととします。なお、条例や施行規則に違反し、使用許可を取り消された場合や使用を中止された場合も同様とします。

No.	項目	規定内容	条例	規則
9	観覧料等の 徴収	(1) プラネタリウムの観覧料を徴収すること及び観覧料の額を規定します。 (2) プラネタリウム兼多目的ホール、工房、天体観望ルーム、イベント広場及び屋外広場の貸切利用に係る使用料を徴収すること及び使用料の額を規定します。 (3) 観覧料等を減免することができることを規定します。 (4) 納付された観覧料等は、原則として還付しないことを規定します。	○	○

【市の考え方】

- (1) プラネタリウムを観覧する場合、条例で定める観覧料を徴収することとします。
- (2) プラネタリウム兼多目的ホール、工房、天体観望ルーム、イベント広場及び屋外広場を貸切利用する場合、条例で定める使用料を徴収することとします。
- (3) 現在の子ども科学館での取り扱いと同様に、観覧料等は減免することができることとします。
- (4) 納付された観覧料等は、原則として還付しないこととします。

※ 条例に規定する観覧料等の額は次のとおりです。

なお、観覧料等の額の設定に当たっては、市が示している「受益者負担見直しに関する基本方針」の考え方をもとに、施設の使用に係る人件費や光熱費等のコストを算出し、利用促進の視点や市内又は他市の類似施設の使用料などを参考に設定します。

9-1 プラネタリウム観覧料（個人）

区分		観覧料		
		個人		団体（30人以上1人につき）
		観覧券（1回分）	定期観覧券	観覧券（1回分）
大人	市内	400円	2,400円	300円
	市外	480円	2,880円	360円
小人	市内	200円	1,200円	150円
	市外	240円	1,440円	180円

【市の考え方】

- (1) 観覧することができるものは、個人又は団体とします。
- (2) 「小人」とは、高校生以下の者をいいます。なお、未就学児は無料とします。
- (3) 「大人」とは、小人に規定する者以外の者をいいます。
- (4) 「市内」とは、市内に居住、通勤、通学する個人又は主にこれらの者で構成される団体が観覧する場合の観覧料をいい、「市外」とは、それ以外のものが観覧する場合の観覧料をいいます。
- (5) 公共施設の相互利用に関する協定に基づき、愛川町又は清川村に居住、通勤、通学する個人又は主にこれらの者で構成される団体が観覧する場合は観覧料については、市内の区分とします。
- (6) 「定期観覧券」とは、発行の日から起算して1年間、回数に制限なくプラネタリウムによる投影を観覧することができる観覧券をいいます。
- (7) 「団体」の観覧料は、30人以上の団体が観覧する場合の、1人当たりの観覧料をいいます。
- (8) 市内の小学生及び中学生については、夏休み期間中の観覧料は免除します。
- (9) 市内の学校（中学校まで）や児童福祉施設、青少年団体及び障害者施設などの団体利用については、観覧料を免除します。
- (10) 障害者手帳をお持ちの方などについては、観覧料を免除します。

9-2 プラネタリウム兼多目的ホール、イベント広場、屋外広場（個人・団体・法人）

施設	区分	使用料（1時間につき）	
		市内	市外
プラネタリウム兼 多目的ホール	ホール使用料	1,200円	2,400円
	投影機器を使用する場合の加算額	3,700円	7,400円
	音響機器を使用する場合の加算額	2,100円	4,200円
イベント広場		1,000円	2,000円
屋外広場		800円	1,600円

【市の考え方】

- (1) 貸切利用することができるものは、個人、団体、法人とします。
- (2) プラネタリウム兼多目的ホールの貸切利用することができる枠は、プラネタリウムの番組投影を行っていない時間帯とし、月曜日から木曜日の午後6時から午後9時及び土日祝日で月1日程度のうち、市主催行事等を行っていない時間帯を想定しています。
- (3) イベント広場及び屋外広場の貸切利用することができる枠は、午前9時から午後9時のうち、市主催行事等を行っていない時間帯を想定しています。
- (4) 予約の受付は、利用日の12か月前から20日前までとします。
- (5) 「市内」とは、次に掲げるものが使用する場合は使用料をいい、「市外」とはそれ以外のものが使用する場合は使用料をいいます。
 - ア 市内に居住、通勤、通学する個人
 - イ 主にアに規定する者で構成される団体（法人を除く。）
 - ウ 市内に事務所又は事業所がある法人
- (6) 公共施設の相互利用に関する協定に基づき、次に掲げるものが使用する場合は使用料については、市内の区分とします。
 - ア 愛川町又は清川村に居住、通勤、通学する個人
 - イ 主にアに規定する者で構成される団体（法人を除く。）
 - ウ 愛川町又は清川村に事務所又は事業所がある法人
- (7) 入場料等を徴収する場合又は使用目的が物品の展示販売その他営利を目的とする行為の場合の使用料は、市内・市外それぞれでこの表に示す額の2倍の額とします。
- (8) 「投影機器・音響機器を使用する場合の加算額」は、ホール使用料に加え、使用する機器に応じて表に示す料金を加算します。

9-3 工房（個人）

施設	区分		使用料（1人1時間につき）	
			市内	市外
工房	アナログ工房	大人	100円	120円
		小人	50円	60円
	デジタル工房	大人	100円	120円
		小人	50円	60円

【市の考え方】

- (1) 貸出利用することができるものは、個人のみとします。
- (2) 貸出利用することができる枠は、午前9時から午後7時のうち、市主催行事等を行っていない時間帯を想定しています。
- (3) 予約の受付は、利用日の2週間前から当日までとします。
- (4) 設置する機器から安全の確保を考慮し、利用することができるものは次のとおりとします。
 - ア アナログ工房を利用できる者は、高校生以上とします。
 - イ デジタル工房を利用できる者は、中学生以上とします。
- (5) 「市内」とは、市内に居住、通勤、通学する個人が使用する場合は使用料をいい、「市外」とは、それ以外の者が使用する場合は使用料をいいます。
- (6) 公共施設の相互利用に関する協定に基づき、愛川町又は清川村に居住、通勤、通学する個人が使用する場合は使用料については、市内の区分とします。
- (7) アナログ工房の「小人」とは、高校生をいいます。
- (8) デジタル工房の「小人」とは、中学生及び高校生をいいます。

9-4 天体観望ルーム（個人・団体・法人）

施設	使用料（1時間につき）	
	市内	市外
天体観望ルーム	1,800円	3,600円

【市の考え方】

- (1) 貸切利用することができるものは、個人、団体又は法人（10人以下）とします。
- (2) 貸切利用することができる枠は、金・土曜日の午後5時から午後9時のうち、市主催行事等を行っていない時間帯を想定しています。
- (3) 予約の受付は、利用日の3か月前から前日までとします。
- (4) 「市内」とは、次に掲げるものが使用する場合は使用料をいい、「市外」とはそれ以外のものが使用する場合は使用料をいいます。
 - ア 市内に居住、通勤、通学する個人
 - イ 主にアに規定する者で構成される団体（法人を除く。）
 - ウ 市内に事務所又は事業所がある法人
- (5) 公共施設の相互利用に関する協定に基づき、次に掲げるものが使用する場合は使用料については、市内の区分とします。
 - ア 愛川町又は清川村に居住、通勤、通学する個人
 - イ 主にアに規定する者で構成される団体（法人を除く。）
 - ウ 愛川町又は清川村に事務所又は事業所がある法人
- (6) プラネタリウム観覧料の取扱いを踏まえ、市内の学校（中学校まで）や児童福祉施設、青少年団体及び障害者施設などの団体利用については、使用料を免除します。

No.	項目	規定内容	条例	規則
10	資料等の 館外貸出し	(1) 館外貸出しをする資料等及び貸出しの区分（個人又は団体）を規定します。 (2) 館外貸出しを受けることができる者を規定します。 (3) 館外貸出しを受けようとする者は、登録を受けなければならないことを規定します。 (4) (3)の登録を受けたものに、利用者登録証を交付することを規定します。 (5) 登録の有効期間（3年）を規定します。 (6) 館外貸出しの数量と期間を規定します。 ア 個人貸出し (ア) 数量 ①図書資料 10冊以内 ②視聴覚資料 5点以内 ③電子書籍 3点以内 ④体験用物品 2点以内 (イ) 期間 14日間 イ 団体貸出し (ア) 数量 1団体につき300冊以内 (イ) 期間 180日以内		○

【市の考え方】

- (1) 館外貸出しを行う資料は、図書資料、視聴覚資料、電子書籍、体験用物品（貸出禁止とするものを除く。）とし、個人への貸出しは、全ての資料等を貸出しすることとし、団体への貸出しは、図書資料のみとすることとします。
- (2) 個人貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤、通学する者とし、また、「その他市長が適当と認める者」として、公立図書館の広域利用サービス・相互利用の協定を締結している相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、平塚市、愛川町、清川村（8市1町1村）に居住する者とし、
- (3) 館外貸出しを受けようとする者は、個人貸出しにあつては個人貸出登録申請書を、団体貸出しにあつては団体貸出登録申請書を提出し、登録を受けなければならないこととします。
- (4) 貸出登録申請書を提出した者に、利用者登録交付証を交付することとします。
- (5) 利用者登録の有効期間は、見直しを行った結果、これまでと同様に3年とします。
- (6) 館外貸出しを行う資料の数量と期間は、見直しを行った結果、電子書籍は2点までとしていたものを3点までとし、その他の資料については、数量及び期間ともに、これまでと同様とすることとします。

No.	項目	規定内容	条例	規則
11	館外貸出しの停止等	次のいずれかに該当する場合は、館外貸出しを一時停止又は館外貸出しの登録を取り消すことができることを規定します。 (1) 貸出期間満了後、督促してもなお返納を怠った場合 (2) 事実を偽って館外貸出しの登録を受けたことが明らかになった場合 (3) 利用者登録証を他人に譲渡や貸与した場合		○

【市の考え方】

(1)～(3)の事実を確認した場合、館外貸出しを一時停止又は館外貸出しの登録を取り消すことができることとします。

No.	項目	規定内容	条例	規則
12	亡失等の届出	入館者や館外貸出しを受けた者が資料等を亡失、汚損したときや、施設等を損傷、滅失したときは、直ちにその旨と理由を届け出て、その指示を受けなければならないことを規定します。		○

【市の考え方】

入館者や館外貸出しを受けた者が資料等を亡失、汚損したときや、施設等を損傷、滅失したときは、直ちにその旨と理由を届け出て、その指示を受けなければならないこととします。

なお、この規定に基づき、これまでと同様に資料等の弁償に関する取扱基準を定め、資料等を紛失、汚損、破損した場合は、原則として現物による弁償とすることとします。

No.	項目	規定内容	条例	規則
13	未来・図書館協議会	未来・図書館の運営について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、意見を述べる機関を設置することや委員の定数、構成、任期などを規定します。 (1) 定数 7人以内 (2) 構成 ア 公募による市民 イ 学識経験者 ウ 学校教育の関係者 エ 社会教育の関係者 オ 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 任期 2年	○	

【市の考え方】

未来・図書館の運営について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、意見を述べる機関として「未来・図書館協議会」を設置することとします。

なお、本協議会は、文部科学省が定める「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）」に基づく協議会とします。

- (1) 定数は、調査・審議事項を踏まえ、現在の「図書館協議会」の定数6人から1人増員し、7人以内とします。
- (2) 構成は、これまでと同様にア～オによる者で構成します。
- (3) 任期は、これまでと同様に2年とします。

No.	項目	規定内容	条例	規則
14	関係条例の廃止及び改正	未来・図書館条例等の制定に伴い、次の条例を廃止及び改正することを規定します。 (1) 廃止 ア 厚木市立図書館条例・同施行規則 イ 厚木市立子ども科学館条例・同施行規則 (2) 改正 ア 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 イ 厚木市ラブホテル建築規制条例 ウ 厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	○	○

【市の考え方】

未来・図書館条例及び施行規則の制定に伴い、現在の図書館及び子ども科学館について規定した条例及び施行規則を廃止します。また、施設の設置及び協議会の名称変更に伴い、関係条例の改正を行います。

No.	項目	規定内容	条例	規則
15	施行日	厚木市役所位置設定条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することを規定します。	○	

【市の考え方】

現在、令和10年1月の供用開始に向け、庁舎との複合施設として整備を進めていますが、具体的な供用開始日は決まっています。未来・図書館条例の施行日については、具体的な供用開始日が決まった後に改正する厚木市役所位置設定条例の一部を改正する条例の施行の日に合わせてるものです。

3 条例制定のスケジュール

時期	内容
令和8年8月	・行政改革調査委員会及び図書館協議会から意見聴取 ・市民との意見交換会の開催
令和8年10月	パブリックコメントの実施（10/15～11/16）
令和8年12月	条例（案）策定
令和9年2月	厚木市議会2月定例会議議案提案
令和9年4月以降	市民への周知